



2025 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 三菱食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 京谷 裕
(コード：7451、東証スタンダード)
問合せ先 I R 室長 相場 建
(TEL： 03-4553-5229)

支配株主である三菱商事株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）である三菱商事株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けを 2025 年 5 月 9 日から 2025 年 7 月 8 日まで実施しておりましたが、その結果について、本日、公開買付者より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、当社株式につきましては、公開買付けの結果を受け、所定の手続を経て上場廃止となる見込みであります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなりますことを併せてお知らせいたします。今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

（添付資料）

2025 年 7 月 9 日付「三菱食品株式会社（証券コード：7451）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



2025 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 三菱商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長 中西 勝也
(コード：8058、東証プライム市場)
問合せ先 広報部 報道チームリーダー 平山 康司
(03-3210-2171)

三菱食品株式会社株式（証券コード：7451）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

三菱商事株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 5 月 8 日、三菱食品株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：7451、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 5 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが 2025 年 7 月 8 日をもって終了いたしましたので、その結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

三菱商事株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号

（2）対象者の名称

三菱食品株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,718,995 株	7,100,000 株	一株

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,100,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注 2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数である対象者株式数（21,718,995 株）を記載しております。当該最大数は、対象者が 2025 年 6 月 24 日に提出した 2024 年度有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（43,537,200 株）から、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（ただし、同日現在において役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP 信託」といいます。）が保有

- する対象者株式数（160,724 株）を含みません。）（1,546 株）を控除した株式数（43,535,654 株）から、公開買付者が所有する対象者株式数（21,816,659 株）を控除した株式数です。
- （注3）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注4）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 5 月 9 日（金曜日）から 2025 年 7 月 8 日（火曜日）まで（43 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、6,340 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,100,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（17,025,621 株）が買付予定数の下限（7,100,000 株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付け開始公告（2025 年 6 月 12 日付の公開買付け条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。）及び公開買付け届出書（2025 年 6 月 12 日、同月 18 日及び同月 24 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 7 月 9 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	17,025,621 株	17,025,621 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	17,025,621 株	17,025,621 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	218,166 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.11%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	388,422 個	(買付け等後における株券等所有割合 89.22%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主等の議決権の数	434,909 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（43,537,200 株）から、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（ただし、同日現在において BIP 信託が保有する対象者株式数（160,724 株）を含みません。）（1,546 株）を控除した株式数（43,535,654 株）に係る議決権の数（435,356 個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2025 年 7 月 15 日（火曜日）

③ 決済の方法

本公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が 2025 年 5 月 8 日に公表した「三菱食品株式会社株式（証券コード：7451）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三菱商事株式会社

（東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上